

## 「第4波」非常事態宣言及び非常事態対策についてのお願い

日頃より、学校の教育活動にご理解いただくとともに、新型コロナウイルス感染及び感染拡大予防に関して、お子様の健康管理にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、全国的に、新型コロナ「第4波」が今までの波をはるかに上回るスピードで急拡大をしています。岐阜県でも4月23日に『「第4波」非常事態宣言及び非常事態対策』が発出されました。

これまでも、ご家庭での感染症対策をお願いしておりましたが、大型連休を控え、学校と家庭が協力して一層の感染防止に努めることが重要だと思われまますので、改めて基本的な感染防止対策を徹底継続いただくとともに、下記の対応について、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

## 記

## 1 基本的な感染防止対策の徹底継続について

- ・マスクの着用の徹底、健康チェックカードによる毎日の健康の確認、手洗い（手指消毒）、人との距離確保等、基本的な感染防止対策の徹底継続をお願いします。さらに、以下の3点については、改めてお願いします。
  - ①児童生徒だけでなく同居家族の体調も確認していただき、本人又は同居家族に健康チェックカードに記載してある症状が1つでもある場合には、無理せず自宅で休養をしてください。なお、非常事態宣言期間である5月11日までは、欠席ではなく出席停止扱いとなります。
  - ②特に心配な症状（高熱、強いだるさや息苦しさ、味やにおいを感じない、かぜ症状や微熱が継続している）がある場合には、医療機関を受診するか、接触者相談センター（岐阜保健所（058-380-3004））へ相談していただき、その結果を学校緊急携帯電話へ連絡してください
  - ③児童生徒本人及び同居家族がPCR検査や抗原検査を受検することになった場合は、すぐに学校緊急携帯電話へ連絡をお願いします。

## 2 大型連休に向けた対応について

- ・大型連休中は、人の流れが活発化し、「密」になる機会が増えますので、以下の4点について感染防止対策をお願いします。
  - ①飲食は大人数を避け、短時間で大声を出さないこと、会話時はマスク着用することを徹底してください。親戚同士の大勢の会食や家族以外の大人数（5人以上）での飲食を控えていただくことも含め、家族や親戚等でも十分注意してください。
  - ②特に不特定多数の人が密集する場への参加や会食、カラオケの利用など、感染リスクが高まる場所への行動は控えてください。
  - ③不要不急の外出は極力控えてください。必要に応じて外出する場合は、感染防止対策を十分実施している場所や密にならない時間や場所を選ぶようにしてください。
  - ④県をまたぐ不要不急の移動は控えるようにしてください。特に緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域（関西、関東、愛知県など）への不要不急の移動は自粛をしていただくようお願いいたします。

## 3 部活動について

- ・部活動については、公式戦以外の練習試合を含む対外試合や合同練習、県外への遠征や県外からの受入、宿泊を伴う合宿は原則行わないようにお願いします。どうしても必要となる場

合は、校長と協議していただき、行先や受入先、方法・延期も含め慎重に検討をお願いします。活動をする場合には以下の3点について配慮をお願いします。

- ①「岐阜県中学校部活動指針」「岐阜県高等学校部活動ガイドライン」に従い、できるだけ短時間で実施してください。
  - ②呼気が激しくならない軽度な運動やミーティングなどで会話を伴う際は、その都度マスクを着用してください。
  - ③休憩の時などに飲食する場合には、特に感染防止対策を徹底してください。
- ・公式戦に参加する場合は、主催者の感染防止対策を守るとともに、参加者を選手のみにする等の人数制限の対策を徹底してください。
  - ・不特定多数が聴衆となるイベント等への参加については、原則参加しないようお願いします。ただし、校長が必要と認めた場合は、感染防止対策を徹底したうえで参加するようお願いします。

#### 4 その他

- ・大型連休中は、生活のリズムが乱れがちになります。早寝早起きやお手伝いの習慣づけとして、お子様と一緒に行動して大いにほめていただきたいと思います。
- ・感染者および接触者の方々をあたたく見守り、偏見や差別につながらないようご配慮をお願いします。